

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則

平成17年6月22日
佐賀県規則第96号

〔佐賀県介護実習普及センター設置条例施行規則〕をここに公布する。

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則

(平24規則72・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例(平成9年佐賀県条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則72・一部改正)

(申請の方法)

第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人にあっては、法人登記簿の謄本
- (3) 指定管理者指定申請書を提出する直近2事業年度における決算に関する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- (1) 佐賀県在宅生活サポートセンター(以下「センター」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- (2) センターの施設の平等利用が確保されること。
- (3) 前条第1号の事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(平24規則72・一部改正)

(休所日)

第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち、センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休所するとき、知事に協議しなければならない。

(平24規則72・一部改正)

(開所時間)

第5条 管理の基準のうち、センターの開所時間は、1日につき午前9時から午後5時までを含む8時間以上とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により開所時間を変更しようとするときは、知事に協議しなければならない。

(平24規則72・一部改正)

(使用の制限)

第6条 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) センターの設置の目的に反する使用をするおそれがある場合
 - (2) センター内の秩序を乱すおそれがある場合
 - (3) センターの施設又は設備をき損するおそれがある場合
 - (4) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
 - (5) その他管理上必要があると認める場合
- 2 管理の基準のうち指定管理者がセンターの施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずる

ことができる場合は、[前項各号](#)に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- (1) 使用許可申請書の内容に偽りがあった場合
- (2) 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- (3) その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、[第1項第5号](#)の規定によりセンターの施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(平24規則72・追加)

(入所の制限)

第7条 指定管理者は、センターの秩序を乱すおそれがあると認める者その他センターの管理上支障があると認める者に対し、入所を禁じ、又は退所させることができる。

(平24規則72・旧第6条線下)

(利用料金の承認申請)

第8条 指定管理者は、[条例第4条第3項](#)の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書([様式](#))を知事に提出しなければならない。

(平24規則72・追加)

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) センターの管理の業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類

(平24規則72・旧第7条線下)

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。

(佐賀県介護実習普及センターの管理に関する規則の廃止)

2 [佐賀県介護実習普及センターの管理に関する規則\(平成9年佐賀県規則第5号\)](#)は、廃止する。

(経過措置)

3 [この規則](#)の規定にかかわらず、センターの管理については、[この規則](#)の施行の日から平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成24年規則第72号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[様式\(第8条関係\)](#)

(平24規則72・追加)

様式(第8条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者 印

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 センターの維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日